

新潟市学校給食費等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月 25 日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第 13 号

新潟市学校給食費等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市学校給食費等の管理に関する条例施行規則（令和7年新潟市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、学校給食費等の額は、別表第1の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の範囲内において市長が別に定める額とする。

(1) 学校給食等の提供を受ける者について食材に関して特別の配慮が必要であると認められる場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特別の事情があると認める場合

第3条第1項第2号中「控除した額」を「控除した額。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情があると認められる児童等に係る学校給食費等の額であって、この号の規定によりがたいと認められるものについては、この号の規定にかかわらず、市長が別に定める額とする。

別表第1中「332円」を「384円」に、「381円」を「384円」に、「392円」を「452円」に、「455円」を「452円」に、「453円」を「495円」に、「500円」を「495円」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条第1項第2号の改正規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和8年4月1日